

平成28年度厚生労働科学研究費補助金  
(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))

研究課題名(課題番号): 障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方  
に関する研究(H28-身体・知的-一般-005)  
分担研究報告書

分担研究課題名: グループホームにおけるスプリンクラー設置(予定含む)状況

主任研究者: 遠藤浩 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者: 口分田政夫 (びわこ学園医療福祉センター草津)

研究協力者: 志賀利一、村岡美幸(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、グループホームにおけるスプリンクラー設置状況を明らかにした上で、設置義務があるものの設置予定のない事業所の数と、その理由を明らかにし、安全な環境が整えられた上で事業所の運営が行われるよう、対応策を検討する際の基礎資料を作成することを目的に取り組んだものである。調査は2種類行った。全国のグループホーム7,885事業所を対象にホーム毎の設置状況等を調査した。さらに、1次調査で明らかとなった平成30年4月以降に設置予定のホームと設置予定のないホーム等を運営している事業所587カ所を対象に、設置義務の有無、今後の設置予定を調査した。その結果、設置義務はあるものの、今後の方向性が定まっていない事業所が17事業所確認され、早急に検討の場を持つことの必要性が確認された。また、1次調査で「設置義務なし」とのみ記載があった事業所に対しても、その事由を確認することの必要性が確認され、次年度の課題とした。

A. 研究目的

平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームおよび新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が開催され、消防法施行令や消防法施行規則等の一部改正が行われた(平成25年政令第368号)。これにより、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所を行う施設、共同生活援助を行う施設(以下、グループホーム)については、従来の面積要件であった「延べ面積275㎡以上」が撤廃され、障害支援区分4以上の者が8割を超える施設においては、原則として、スプリンクラーの設置が平成27年4月1日から義務づけられることになった。ただ、既存施設においては、平成30年4月1日から義務化されることになっている。障害支援区分の設定がない障害児にあたっては、認定調査項目に代わ

るものとして、「学齢期以上で、介助なしで通学または日中活動支援への参加等のための外出ができているかどうか」を判断基準としている<sup>1)</sup>。

既存のグループホームにおけるスプリンクラーの設置は、高額であるほか、建物が古いため設置ができず、移転や建て替えを余儀なくされる事業所もある。

こうした中、直近のグループホームのスプリンクラー設置状況や今後の設置予定等について明らかにされた調査研究は見当たらない。

そこで本研究は、グループホームにおけるスプリンクラー設置状況を明らかにした上で、設置義務があるものの設置予定のない事業所の数と、その理由を明らかにし、安全な環境が整えられた上で事業所の運営が行われるよう、対応策を検討する際の基礎資料を作成するものである。

## B. 研究方法

本研究は、回収率を上げる目的で、2段階に分け、調査を行った。なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

### 【調査1】グループホームにおけるスプリンクラー設置（予定含む）状況調査1

全国のグループホーム 7,885 事業所を対象に、10月31日から11月14日にかけて往復葉書調査を実施した。

調査の内容は、「事業所ごとに運営しているホームの数」、「賃貸物件なのか所有物件なのか」、「戸建て形式なのかアパートのような集合住宅形式なのか」、「ホームごとのスプリンクラー設置状況」、「スプリンクラーの設置が平成30年4月以降となるホームもしくは設置しないホームの理由」とした。

回答は 4,014 事業所からあり、回収率は 61.8%であった。そのうち有効回答は 3,901 事業所、ホーム数としては 9,974 ホームであった。

### 【調査2】グループホームにおけるスプリンクラー設置（予定含む）状況調査2

設置義務があるものの、設置を踏みとどまっているホーム数を把握するため、調査1でスプリンクラーを「平成30年4月以降に設置予定」、「設置を検討中」、「未回答・未定」、「設置しない予定」、「面積を理由に設置義務がない」と回答した 741 ホームのうち、重複等を精査し、587 事業所を対象に、平成 29 年 1 月 31 日から 2 月 14 日にかけてアンケート調査を実施した。配布および回収は郵送にて行った。

調査の内容は、「事業所ごとに運営しているホームの数」、「障害支援区分4以上の利用者が8割のホームの有無」、「障害支援区分4以上の利用者が8割のホームのスプリンクラー設置状況」、「設置義務があるものの設置予定のないホームの理由」とした。

回答は 427 事業所、ホーム数としては 1,379 ホームからあり、回収率は 73.2%であった。

## C. 研究結果

### 【調査1】グループホームにおけるスプリンクラー設置

表3 「平成30年4月以降に設置予定」ないし「設置しない」ホームの理由

### （予定含む）状況調査1

#### 1. 回答のあったホームの概要

回答のあったグループホームの概要は、表1のとおりであった。

物件情報としては、賃貸物件にて運営しているホームが 61.1%と、法人が所有し運営しているホームより多くなっていた。また、住宅の形式は単独形式が 68.8%と、集合形式よりも

表1 回答のあったホームの概要 N=9,974

	件数	%
賃貸・単独	3,676	36.9
賃貸・集合	2,417	24.2
所有・単独	3,184	31.9
所有・集合	659	6.6

単独 = 戸建て形式、集合 = アパート形式を意味している

多くなっていた。

#### 2. スプリンクラーの設置状況

スプリンクラーの設置状況は、「設置しない予定」のホームが 53.3%と最も多く、次いで「設置済み」が 27.8%となっていた。「設置済み」と「平成30年3月までに設置予定」のホームを合わせると、3,933 ホーム(41.4%)と、全体の約4割を占めていた。

表2 スプリンクラーの設置状況 N=9,974

	件数	%
設置済み	2,775	27.8
H30.3までに設置予定	1,158	11.6
H30.4以降に設置予定	605	6.1
設置しない予定	5,315	53.3
設置を検討中	62	0.6
未回答・未定	59	0.6

「平成30年4月以降に設置を予定している」、「設置しない予定」のホームの理由を確認したところ、「設置義務がない」、「支援区分の基準に満たない」、「規定の面積以下」、「消防署から不要といわれた」、「所有者（大家）さんからの許可が得られなかった」、「費用が捻出できない」、「建て替えや移転を予定している」、「休止・閉鎖予定」、「検討中」、「その他」という回答であった(表3)。「その他」の詳細な内容は、表4のとおりであった。

	H30.4以降	%	設置しない	%
設置義務がない	205	28.1	3,979	67.9
所有者からのNG・調整を要する	91	12.5	602	10.3
予算が厳しい	194	26.6	491	8.4
老朽化・建替え・移転	45	6.2	280	4.8
休止・閉鎖予定	0	0.0	50	0.9
未回答	87	11.9	244	4.2
検討中	41	5.6	127	2.2
その他	67	9.2	89	1.5

表4 平成30年4月以降に設置予定ないし設置しないホームの理由「その他」の内容

【H30.4以降設置予定「その他」の内容】
・現時点で法的に義務はないが、いずれは設置したいと考えている
・予算化できた年度に実施予定
・他事務所の動向を見て判断する
・毎年各ホーム設置しているが間に合わない
・設置工事の際、居住者の生活の場はどうなるのか
・補助金で設置した粉末スプリンクラーの減価償却期限がH30.4以降になるため
・建築基準の調査を確認してから
・支援区分4の方が増えれば設置する
・入所者募集中（現在）
【設置しない予定「その他」の内容】
・灯油ボイラー以外火を使っていないため
・耐火構造のため
・オール電化で火災の心配がないため
・「在宅」での生活ということで一般家庭と同じような位置付けと理解しているため
・賃貸物件なので、将来も住み続けられるか分からない
・利用者は1カ所3名程度で障害の重い人たちが多く、夜間支援も1～2名と手厚く配置しており、スプリンクラーの必要性を感じない
・建物の構造上設置が難しい
・中古住宅を使用しているため設備を設置するスペースがない

【調査2】グループホームにおけるスプリンクラー設置（予定含む）状況調査2

設置義務状況と、「設置義務あり」ホームにおける設置の見通しについてまとめたのが図1である。回答のあったホームのうち、設置義務があったホームは177ホーム（12.9%）、そのうち既に設置済みのホームが37ホーム（2.7%）であった。

設置義務があるものの現在までに設置が済んでいない140ホーム（10.2%）の今後の見通しについて確認したところ、「設置予定なし」が101ホーム（72.1%）と最も多かった。その理由を確認したところ、78ホームについては、利用者を調整したり、移転が決定していたりと、何らかの理由があったものの、残りの23

ホームについては、「家主の了解が得られない」

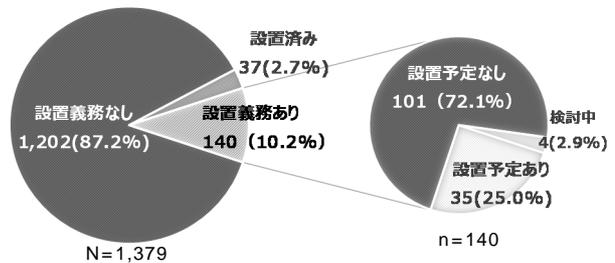


図1 設置義務状況と、「設置義務あり」ホームにおける設置の見通し

表5 「設置予定なし」の詳細な理由

	ホーム数	%
消防本部の判断により免除	43	42.6
他の物件に移転予定	14	13.9
家主等の物件管理者の同意が得られない	11	10.9
廃業・休業予定	9	8.9
費用を負担できない	8	7.9
入居者を調整予定	6	5.9
床面積100㎡以下 & 準耐火構造の壁等で区画	6	5.9

「費用が負担できない」といったことを理由にしており、今後の明確な方針が定まっていない状況にあった(表5)。ちなみに、23ホームを事業所数に換算すると、17事業所であった。

#### D. 考察

2つの調査の対象と結果を整理したものが図2である。

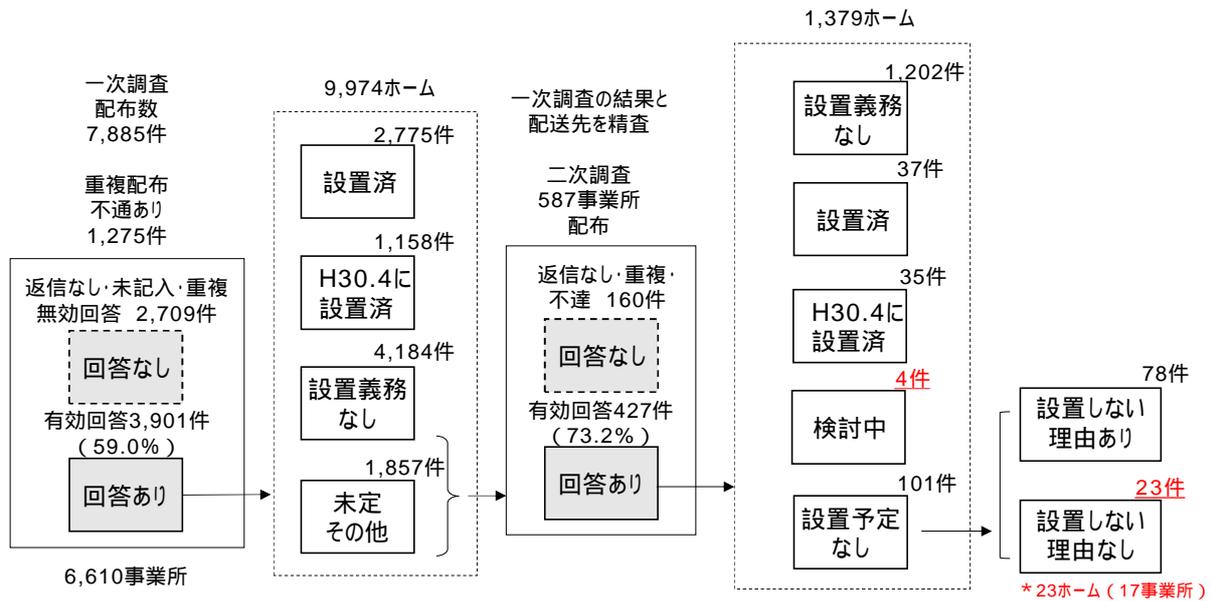


図2 グループホームの sprinkler 設置 (予定含む) 状況に係る2つの調査の対象と結果

#### 1. sprinkler の設置状況

平成30年4月までに sprinkler の設置が済んでいるグループホームは、1次、2次調査合わせて、4,005ホームであった。

1次調査において「平成30年4月以降に設置予定」、「設置しない予定」と回答したホームにその理由を記載してもらったものの、そのホームに、そもそも設置義務があるかないか記載内容から判断することは困難だった。そのため、2次調査で設置義務の有無を確認した上で、設置義務があるのに設置をしていない、もしくは設置する予定のないホームの事由について確認を行った。結果、今後の明確な方針が定まっていないホームが23ホーム、事業所にして17事業所確認された。既存施設で設置義務のあるグループホームにおいては、平成30年3月までの設置が義務づけられており、早急に今後の方針について話し合いの場を持つことの必要性が確認された。

#### 2. 設置を踏みとどまっている理由

1次調査で、「平成30年4月以降に設置予定」のホームと、「設置しない」ホームを対象に、設置を踏みとどまっている理由を見ると、予算面での厳しさをあげているホームが多く、約700ホーム存在した。しかし、2次調査では、設置義務があるホームにおいて費用を負担できずに設置を踏みとどまっているホームは、8ホームのみとなっており、1次調査で明らかとなった予算面での厳しさを理由に設置を踏みとどまっているホームの多くは、設置義務がないホームである可能性がうかがえた。実際に、1次調査の「平成30年4月以降に設置予定」のホームの中で、「設置義務はない」ホームが205ホーム確認されている(表3)。入居している利用者の障害の重さ、人数、面積、構造等にかかわらず、万一のことを考えた場合に、設置を望む経営者も一定数いることが明らかとなった。

設置義務のあるホームの中で、いまだ設置が

済んでいないホームの多くは、移転や利用者を調整し、運営を継続する方向で対応がとられようとしているが、9ホームにおいては廃業や休止を予定していることがわかった。9ホームの利用者のその後が気になるところである。

### 3. 今後の課題

1次調査で「設置義務なし」と記載があった4,184ホームにおいて、理由別に再集計したところ、「障害支援区分4の人が8割以下である」ホームが3,194(76.3%)、「消防署の判断で免除となった」ホームが132(3.2%)、「面積が規定以下である」ホームが34(0.8%)、「閉鎖する」ホームが3(0.1%)、「設置義務なし」とのみ記載していたホームが676(16.2%)、「その他(移転含む)」が145(3.5%)であった。このうち、「義務なし」とだけ記載があったホームは、本当に義務がないかどうか不透明であるほか、「その他」においても「移転」以外は、書かれている内容だけでは設置義務が本当にないかどうかを判断することが難しかったため、これらの事業所に対しては、2次調査を行うことの必要性がうかがえた。この点については次年度に調査を実施し、明らかにしていきたい。

### 【文献】

- 1) 厚生労働省：障害者の地域生活に関する検討会第5回資料。(2013).  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi\\_shiryuu/dl/20140307\\_01\\_04-09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryuu/dl/20140307_01_04-09.pdf) (最終閲覧 2017.4.20)

### G. 研究発表

特になし

#### 1. 学会発表

特になし

### H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし